

第8回とちぎ自治基本条例（仮称）検討懇談会議事録

西須 政策調整監

ただいまから第8回目のとちぎ自治基本条例(仮称)検討懇談会を開催させていただきます。

本日は、井上委員と吉谷委員が御欠席との御連絡をいただいております。

まず、お手元の資料の御確認をお願いします。

資料確認

また、新年度では事務局恒例ですが、4月1日付で人事異動がございました。変更がありました者について紹介させていただきます。

まず、総合政策部長の佐藤でございます。(挨拶)

続きまして、政策企画監の小林でございます。(挨拶)

以上でございます。

それでは、本年度初めてとなりますが、中村座長、進行をよろしくをお願いします。

中 村 座長

今年度初めての懇談会です。本日は1/3条項の問題等について議論したいと考えております。今までの委員の皆様からの貴重な意見が資料としてまとまってまいりました。本日も実り多い懇談会になるよう、よろしくお願いいたします。

前回の懇談会での議論について、事務局に整理してもらっています。最初に事務局から資料の説明をお願いします。

高橋総合政策部次長兼総合政策課長（以下「高橋次長」）により、資料1について説明

中 村 座長

資料について事務局から説明がありましたが、御意見をいただきたいと思えます。前回の皆さんの御意見が反映された資料になっておりますでしょうか。

意見なし

【以下、意見交換】

それでは今回の議論を進めたい。

今日は、「県行政の推進に関する事項」のうち「行政関係者の義務、責務に関する事項」について検討に入る。まず事務局から資料の説明をお願いしたい。

高橋次長から説明

中 村 座長

それでは、「行政関係者の義務、責務に関する事項」について御議論いただきたい。事務局から説明もあったが、知事の多選禁止についても関連項目として御意見をいただきたい。神奈川県では当初、自治基本

条例の中に盛り込むことで検討に含めていたようだが、結局、資料 4 にあるように分離して検討することになった。何か意見があればぜひ伺いたい。

児 玉 委員

以前、杉並区の自治基本条例の制定にかかわったことがある。そこでも当初、自治基本条例の中で区長の多選禁止について議論があり、結果的には自治基本条例とは別条例で議論することになった。その後に制定された「杉並区長の在任期間に関する条例」では、長期在任による弊害を防止することを目的に、在任期間は通算三期を超えないよう、在任中は自治基本条例に基づく責務を果たすよう、区長に努力義務を課している。

多選を禁止するかどうかについては、立候補の自由を妨げるもので違憲であるという議論があるが、アメリカ大統領の例や総務省の見解など一概に違憲とは言えない。むしろ、首長は非常に権限が集中する役職なので、任期が長く続くと不正や腐敗の温床となるため制限を設けることには一定の合理性があるという見解もある。立候補の自由の問題と権限集中の抑制と、どこに均衡点を求めるかは難しい。ただ、県議会議員と県知事とは分けて議論をしたほうがいい。知事は権限が集中するので多選禁止という考え方もありうる。それに対して県議会議員は必ずしもそうではないし、一律に多選を禁止する必要はないのではないか。

中 村 座長

今、児玉委員からは多選禁止の問題に絞って話があった。そのほか、行政関係者の義務・責務についての一般的な事項もあると思うが、まず、多選禁止についてはいかがか。杉並区の場合は、議員は多選禁止の対象ではなく、首長の多選禁止をめぐる議論だったのか。

児 玉 委員

区長についてだ。多選禁止とは別に責務規定で議論となるのは、職員倫理規定あるいは政治倫理規定などの倫理規定と条例の整合性を図るかどうかということだ。

中 村 座長

知事、議会の責務については言及すべきか。

鈴 木(光)委員

いずれにしても、条例制定の大原則として、市民参加、職員参加、首長参加、議員参加は絶対外せないところだ。職員参加の議論はきちんとここでやるべきだと思うが、知事の高選については、この場で議論すべきなのかと思う。関連はしているから、何らかの形で高選を考える必要はあるかもしれないが、自治基本条例を制定すべきかという議論がある中で高選の話が出てくると、自治基本条例を制定するためのハードルはかなり高くなっていく気がするので、私としては別の機会にやっていただきたいと思う。

中 村 座長

今の御指摘は、知事の高選禁止については、自治基本条例の中に関連項目としてあるけれども、条例に盛り込むべきかどうかという話ではないということか。職員の義務、責務はある意味では自治体運営の非

常に大切な基盤だと考える。

鈴木(俊)委員

首長の在任期数については、端的にはどちらでもいいのではないかという気がする。

自分自身について考えてみると、設けなくてもいいのではないかという気もする。首長は激務であり、長期間在任するのは大変だ。やはり、首長が自分で決めることで他人が決めることではないと思う。私の考えは、結局は有権者が決めるということであるという意見に近い。

職員を初めとする行政関係者の責務規定は、設ける必要があると思う。仕事の中身も組織もそうだが、自治の現場があらゆる面で、変わってきている。職員にはその動きについて行ってほしいと思う。激動の時代を乗り切るためには、職員が自ら変わっていかなければならない。そういったことを考えると、新たな視点での職員の責務規定を設けるべきではないかと感じている。

中村座長

具体的なことを盛り込むというよりは、時代の変化に沿って理念的なことを書くのか。

鈴木(俊)委員

一番感じるのは、日々の業務にばかり追われていないで、追われながらもやっていることの意味を意識しろということだ。政策立案を意識しろと。今は、各自治体とも政策担当部門を組織の中で分けてきており、当町も政策推進担当を企画の中につくった。独立した政策だけやるような課は本来必要ないという気がしていたが、職員として、一市一町一県をあずかる者としての企画力、仕事力は必要だと思う。政策に強く、事務処理のあり方とは何だということを常に研究するという職員といった規定を私は書くべきではないか。つまり、最低限こういうものは必要だというものは書いたほうがいいと思う。

中村座長

県のレベルでも、先ほどの資料にあったように、補助機関として知事に言われたことをやるのではなく、自分で企画力を持ち問題意識を持って課題をどんどん発見していくことが大切だ。

他に意見がなければ、次に「市町村や国等との関係に関する事項」に議論を移す。まずは「市町村との関係」について議論を進めていきたいと思う。事務局から資料の説明をお願いする。

高橋次長から説明

中村座長

大きな枠組みは市町村や国等との関係に関する事項なので、栃木県と他の都道府県、県と国との関係について後ほど議論することとして、まず、県と市町村との関係又は1/3条項について意見をいただきたいと思う。以前の懇談会で、税金の用途の決め方について、理念や考え方はいいけれど実際にやるとなるとコスト等でも難しいという議論があった。今回の論点は性格的に似ているかもしれない。権限移譲のことで結構だ。

増淵委員

県内の市町でかなり行政能力や財政能力にばらつきがある。そういったことが原因で、権限移譲などにも足並みがそろわず不協和音が出ているという話を聞いたが、現状を教えてください。

佐藤 部長

福田知事が、1/3 条項を公約として知事選に臨んだが、市町村にばらつきがある中、市町村と協議しながらまとめたものに、乳幼児医療費の現物給付がある。窓口で現金を払わずに済むケースと一旦払って後から戻ってくる償還払いの 2 つの方法があり、3 歳未満まで無料化しているところと小学生まで無料化しているところ、中学生まで無料化している数少ない町もあるなど、少子化対策では市町村に相当違いがあった。そこで、少なくとも県内のどの市町村に住んでいても、最低ライン同じような便宜を受けられるようにしたいという知事の思いがあって、1/3 条項をマニフェストに掲げた。一昨年、市町村との政策懇談会において、3 歳までは現物給付で無料化するということが全市町村足並みがそろった。しかし、その後、財政力があるところなどで、小学校まで現物給付で無料化するところが出たり、一時診察するときに 500 円払っていただく制度で統一したが、それも無料化するところが出てきたりと、一旦足並みをそろえたものが財政力の格差によってまた対応がばらばらになってきている。20 年度の予算においてもそういうところが出ている。具体的な例で申し上げますと、そういうことだ。

増 淵 委員

1/3 条項を規定して、県民どこに住んでいても同じというのは、言うのはやさしいが、各市町長が選挙等で公約をすることもあるし、今の時代は単位自治体ごとに住民をいかに取り込むかの競争だから、実現はなかなか難しいと思う。私も乳児医療費を小学生まで無料化しろと言った記憶があるが、それは首都圏と比較してのことだ。進出企業に勤務し、首都圏から移転してくる方々は、自分の子どもが医者に行ったときにお金がかかることに非常に奇異な感じを抱いていた。私自身は医者に行けば金を払うのは当たり前だと思っていたが、調べてみたら、東京はもちろん千葉にしても神奈川にしても首都圏はほとんど無料だった。そういったことを、1/3 条項ということで一律にできるものなのかどうか。各市町の意欲で違ってくるのではないかと思う。

和 田 委員

私も増淵委員と意見で、1/3 以上の市町村がこうしようと言ったことの結論が、残り 2/3 の市町村の意思決定や予算編成に大きな影響を与えるということはどうかと思う。地域によって財政力格差が存在するのは事実だ。栃木県内ですべての市町が同じように足並みをそろえて対応しているわけではないので、個々の市町の性格によって戦略的に考えていかなければいけないだろう。都市間競争に勝ち残っていかないといけない地域も出てくるだろう。県として支援するといいいながら、実はそのことにより大きな制約をしまうことは、趣旨は大変結構だとしても、基本的にはしない方がいいと考えている。

増 淵 委員

できればした方がいいとしても、現実的にできるのかという疑問もある。

児 玉 委員

この 1/3 条項はあまり政策的に筋のいい議論ではない。県が支援するかどうかは、施策の内容つまり公益

性や緊急性が重要なのであって、1/3の市町村がやっているからと範囲だけで支援の要否を判断するものではない。県は、国や他県の動向を見たり、市町村の意向を聞いたり、いろいろと調整を図りながら施策の方向性を決めていかなければいけない。市町村ばかり気にしているわけにはいかない。特に問題なのは自動的に決めるとのことだ。県には調整能力が期待されている。自動的に物事を決めてしまうのは、調整という本来の役割を放棄し、対話を阻害しかねない。

分権型社会で多様性を認めるということは、何かの施策を平均より充実させれば、他の施策は平均より低くても我慢しなければいけない。すべての施策で平均以上をめざすと、施策の大安売りになっていく。

問題は、知事がなぜこれをあえて公約として挙げてきたか、趣旨を忖度したい。乳幼児医療に関しても、いいと思って県と交渉するけれどもなかなかそれが聞き入れられないという歯がゆさが、このような思いにつながったのではないか。その思いはわからないでもない。私ならば、1/3の市町村がやっている施策については直ちに県が支援しろというのではなく、市町村がやっているのになぜ支援しないのか、県が説明責任を負うという仕組みにしたい。今は市町村が、県が支援する理由を立証しなければいけないわけだが、立証責任を転換して、逆に県の方で支援しない理由をきちんと答えられるようにしなければいけない。

増 淵 委員

話を混乱させて大変申し訳ない。私は長く議員を経験しているが、これと逆の経験がある。今から20年ぐらい前に乳幼児医療費の無料化をやめた時期がある。しかし、「いや、私のところではやめません」と佐野市だけは継続した。ペナルティを科すかどうかという議論をしているうちに、また時代が乳幼児医療費無料化の方向に変わってしまったのでうやむやになってしまった。県が一つの方針を出して旗を振っても、市町村を縛るのは現実には難しい。政策としては逆の立場だが、県の指導ということについては同じことなので例を出したが、非常に難しいと思う。

鈴 木(光)委員

私も結論から言うと、1/3でオートマチックにというのは避けた方がいいだろうと思う。ただ、議員への白紙委任の議論があったが、時代時代で新しい課題が出てくるわけだから、住民の意見を聞きながらという手続きは要るだろう。この件に関しては、「神は細部に宿る」ではないが、例えば30の市町があるとして、いくつかの小さな町に同じようなニーズがあるが、数の論理で全然反映されない部分が出てきたりすると、ストレスもたまるし、正義ではないと思っている。先ほど児玉委員も言っていたが、取り入れない理由を語るとか、どういう形ででもそういう声に耳を傾けるようにする。そこは何かのルールをつくらなければいけないが、何かそんなことができないかなという感じを持っている。ただし、それは1/3でオートマチックにということではない。

中 村 座長

市町村重視とまた違う方向に行ってしまう気がするが、いかがか。

鈴 木(俊)委員

知事が言われている趣旨は、今、中村座長が言ったように、市町村重視の取組の一つということなのだろうと思う。それはありがたいと思うけれども、先ほど和田委員も言っていたが、結論的には私もやらない方がいいと思う。

これは、何らかの施策をとっている市や町が一定の割合に達したら、その割合に達したことをもって自動的にやるという趣旨だ。一定の割合がある意味では基準になっている。基準は自分で考えてつくるべきものだ。基準すなわちスタンダードをこういう数字に求めて、だからこれに達したらやるのだということになると、見方を変えればそれは言い逃れにもなるのではないか。いいか・悪いかではなくて 1/3 だからやるということになると、1/3 の中身にも悪いことがあるかもしれないのにその議論がされなくなる。中身ではなくて数で判断してしまうのは為政者としてどうなのかという気がする。

それから、「自動的に支援」の「支援」の中身の問題がある。多分これはないと思うが、支援の中身が、もし 1/3 のやっているところだけに対して支援して、やっていないところには出さないというなら、明らかに不公平だ。また、1/3 になったらやっていないところも含めてすべて支援するからということになると、支援という言葉はきれいだが、補助金や交付金と同様なので、お金をもらう以上やらざるを得なくなる。足りないところは自前で調達してやりなさいというのと同じことになる。そうなるとある意味市町村にとっての施策の強制にもつながる。いずれにしても難しいのではないかと感じている。

和田 委員

この 1/3 というのは、財政制約が非常に厳しいときに何とか市町村の声を聞けるような突破口を設けようと思って考えられた施策だと思う。現実問題としてこの仕組みを入れてしまうと、経費負担区分、行政事務配分、財源配分が基本的に決まっているから、県がそれを超えて市町村を支援するということが実際にできるのかという点が一つあると思う。

その趣旨を生かして、例えば市町村長会議におけるいろいろな意見を尊重する仕組みにするなどして、趣旨は尊重しつつ内容を変えた方がいいと思う。

一木 委員

多分知事がマニフェストをつくった段階では、そこまですべての問題が起きることは想定していなかったと思う。したがって、例えば県でやっている「わがまち自慢推進事業」とか、「とちぎの元気な森づくり県民税」などのように財源が確保され、それから各市町はどうだと声をかけるなら大丈夫だが、1/3 でやっているから残りの 2/3 もやれというのはいろいろなことが起きてくる。県で財源もしっかり支援するというので実施する「わがまち自慢推進事業」などの場合とは違う。1/3 条項については私どもの会派でも話し合ったが、当初そこまでの深い読みはなかったのではないかと。1/3 条項はいろいろな危険性も伴うのではないかと思う。

増淵 委員

執行部に質問だが、1/3 条項の 1/3 というのは人口割か、それとも自治体数割か。

佐藤 部長

事務レベルのワーキンググループでもそういう議論が出た。片や 50 万人の市と 1 万人の市が同じ一票でいいのかどうかという議論はあったが、ここでいう 1/3 は、人口 50 万人だろうが 1 万人だろうが一自治体だということだ。

マニフェストが出された当時は、乳幼児医療費の現物給付が課題になって市町村間でばらつきがあったので、なるべく県内は同じ水準に合わせていこうという趣旨だった。

増 淵 委員

私は数年前から「均衡ある県土の発展」という絵空事は言うなという気持ちがあって、各市町村が自分の特性を生かしてばらばらに成長するのが現実ではないかという言い方をした。1/3 条項については、1/3 の市町村が何らかの施策を実施しているが、実施していないところがあるという場合に、県は実施しているところの一番下のレベルぐらいにすることを支援する。ほかの実施していない 2/3 の市町村が共通施策を実施する場合は県が支援する施策があるがどうかと、それらの施策を 2/3 の市町村に選択させるという考え方は無理なのか。

中 村 座長

そのあたりが見えないわけで、まさに我々の議論が必要なのではないか。

増 淵 委員

1/3 条項の規定によって、県がこういう施策をつくった。これを選択する市町村にはルールに基づいて何らかの援助をするという形なら、可能性はあるような気がするが、「均衡ある」ということを言うと、実現は不可能だと思う。

鈴 木(光)委員

パーセント条例も似たようなところがある。長野県で田中前知事が 1% 条項の検討をとったところから知っているが、非常に考え方はシンプルで、みんなが賛成するような話で、ああいいなという感じだけれども、実際にやってみると、市レベルで市川市が何とか頑張っているというレベルで、県レベルではコストパフォーマンスが悪くてとてもできないという話になってしまう。私はこの 1/3 条項は、姿勢はまさに市町村重視でマイノリティなところにもきちんと予算をつけてやっていこうということで趣旨はわかるけれども、私はオートマチックに 1/3 だからということで進めていくことが問題だと言っている。1/3 は積極的にやっているけれども、残った 2/3 の市町村はそれに関して「イエス」「ノー」とは言わない。「それはだめだ」ということであればもちろんだめだが、「いいではないか」という場合はどうなのか。要はオートマチックに勧めていくことが問題だと思う。

和 田 委員

ただ、「ノー」という拒否権を持たせるのはどうか。都市間競争をやっていて、宇都宮は一人勝ちの状態だ。しかし、宇都宮市は栃木県の中では一人勝ちの地域かもしれないけれども、宇都宮がいろいろと比較して考えていかなければいけないのは、首都圏につながっている大宮や松戸などほかの人口 50 万人の都市だと思う。そこが人口を誘導する政策を例えばとったとしたら、最初に影響があるのはやはり周辺の自治体だと思う。そうすると当然、周辺自治体の方は新しくそのような施策をとるのは困るという判断になってしまう。とすると、宇都宮市という一つの中核都市をほかの市町村が結果として止めてしまうことにもなりかねない。それもちょっとおかしいのではないか。それぞれの自治体が、それぞれの自治体の能力に応じた形でそれぞれの行政手腕を発揮してもらえらる仕組みを考えるべきで、県がそういうことに影響することをやっているのだからと思う。

中 村 座長

どうも 1/3 条項の旗色は悪いようだ。例えば、政策領域ごとの丁寧な仕分けはどうか。先ほど「均衡ある」というのはけしからんと増淵委員は言われたが、例えば乳児医療の問題で言えば、これこそ県内のどこに住もうと、片やお金を行政が負担してくれ、片や自腹で払わなければいけないということは、これは道路づくりなどとは違った次元の問題だと思う。このようなことについての県の姿勢としては、11 取り組んでいるところがあれば、やりたくてもできないところがあるわけだからそこには手厚く財源的な支援をする。支援といっても縛りつける支援ではなく、包括的ということだ。そのあたりは生まれてくる赤ちゃんには責任はないわけだから、県である程度統一性が保たれていることが必要なのではないか。問題は、それがどんな種類の公共サービスかということだと思う。

鈴 木 (俊) 委員

そのことについて、鈴木 (光) 委員が言われた「自動的」ということが引っかかるというのは私も同感だ。そのことを考える一つの例が、今、中村座長が言われた「こども医療費」のことなのだと思う。あのときほとんどの県内の市町が、何らかの形で乳幼児医療に対する助成制度は持っていた。県はどういう行動をしたかという、そのような状況を受けて、県が市町村長会議等の中に県としての考え方を出した。つまり、このレベルまでの補助はどうかと我々に持ちかけて、最終的に我々も「じゃあそこまで仕方ない」、あるいは「それで十分だ」ということで決定していった。つまり自動化ではない。我々市町が取り組んでいることを県が調整して提案し、県として最終的に政策にしていってということ考えたときに、多くの自治体に取り組んでいるということは、それだけの意義があるのだろうという意味に解釈して、例えば 1/3 を超えたら県はそのことを政策課題として認識して、そのことを例えば市町村長会議等の場で紹介したり、あるいは県としても何らかの支援等を考えるべきではないかと考えているけれどもどうかと投げかける。自動的に決定ではなくて、何らかの検討を経た上で何らかの結論を出していかなければならない政策課題として認識することなら、私はそれはきっかけになると思う。

中 村 座長

委員の皆さんも「自動的に」というところが引っかかるようだ。これを取ってしまうという形はいかがか。

児 玉 委員

県と市町村は対等協力の関係に立つ。それは決して、市町村の意見を一方的に受け入れる関係でも、県の意向を一方的に押し付ける関係でもない。お互いが話し合うことが大切であり、自動的という発想は、本来の市町村との関係を妨げかねない。

私は「均衡ある発展」に配慮するほうなので増淵委員とは意見が違うが、先ほど言ったように、分権型社会では差が生まれる。問題は、その差が、「多様性」という容認できる範囲にとどまるか、「格差」という認めがたい開きになるかだ。恐らく知事の問題意識は、市町村ごとに施策にばらつきがあるのは、市町村が自ら多様性を求めてそういう状態を生んだのではなく、財政力そのものに格差があり、そうせざるを得ない状況になっている。これは県として取り組まなければならないということだろう。問題意識はわかるが、制度設計は違うのではないか。例えば、乳幼児医療費の負担が地域によってなぜこれだけ違うのか、県はきちんと説明しなければだめだと思うが、市町村の 1/3 がやっているなら県がやりましょうという話

ではない。

増 淵 委員

私が「均衡ある発展」というのは絵空事だというのは、これはあくまでも、ナショナルミニマムのところがきちんとできていて、その上の部分は均衡をあえてつくる必要はないのではないかと、特色を出せばいいのではないかとという意味だ。この 1/3 条項についても、ミニマムのところはならしてもいいだろう、その上は各自治体でやっていいだろう、その仕分けをきちんとしておかないと意味がないと私は思う。各自治体が県の施策の上乗せでやることも拒まない。たくさんやれるところはどんどんやりなさいという姿勢があって 1/3 条項なら、私はあえて反対することはないと思うが、これですべてみんなが納得できるような施策にすることは、言うはやすく実現は不可能だと思ってる。これは国でもそうだ。各県でいろいろな施策を積み上げていって、東京都がいい例だが、東京都が先行してやるものを国が法律化することは往々にしてあることだ。それは排気ガス規制等、必要最低条件のところだろう。

和 田 委員

県としてのミニマムというか、県としてはあまねく広く公平にやらなければならない水準があって、そのことについて例えば足りないところは県が支援しましょうという形だ。この話は、例えば消防は基本的には市町村の仕事だけれども、そこは財政力格差が大きく出るところなので県として支援するといったことを考えると、何かの考え方になるという気がする。

増 淵 委員

消防については今度一元化して、消防本部が全県一つになる。今まではばらばらだったから、手違いが起きたり、域外の救援をどうするかという問題があった。消防は、県内は全部一つの消防本部でやる形になった。今まではばらばらの消防本部で実力に差があったが、災害に応じて近隣から一元的に行われるシステムになった。消防は現実にそういう事例がたくさんあるので、そういう解決策ができてきた。

中 村 座長

1/2 ではなくてなぜ 1/3 かという御指摘もあるが、大合併を経て 49 から 31 になった。その一つの考え方は、理念と現実とはもかくとして、受け皿論の中で基礎自治体の足腰を強くしようということで 31 になったわけだ。だから、ややこじつけ的な説明になるかもしれないが、31 という数を考えると 1/3 は 2 桁ということになってくる。無理をしても横並び意識でサービス合戦をしてしまう傾向の歯止めにもなるのではないかと思う。例えば、これには直接当てはまらないかもしれないが、合併の議論で新しい発見のようなものがあつた。本来は当該基礎自治体である市町村で話し合って決めるべきことが、決まらなくて、知事の勧告権が設けられたら、空気として県は何をやっているのか、当事者で決まらないのだから県がびたつと方向性を出すべきだという意見が結構出てきた。その辺は基礎自治体の中でやりきれないところを見据えた上で、過剰な横並び意識を抑える役目もあるのかなと私は思った。そうなれば、31 という数字を考えると、10 ではだめだが、11 の市町が取り組んだ共通施策について、県としては慎重に吟味をして、自動的にということは削っているいろいろな柔軟な支援をすることは、県の役割そのものではないかという気がしたが、どうか。県の役割と直結しているアイデアだという気がするが。

鈴木(俊)委員

1/3というのは確かに微妙な数字だ。これが半分となったときには、半分の自治体でやっているのに県は今まで知らぬ顔かということはできるが、1/3はまだ30%ではないかということによって微妙な数字だと思う。

和田委員

ただ、この財源がどこから出てくるのかが非常に疑問だ。継続するとなると継続経費になるが、県はどこから出すのか、そういうものを入れていいのだろうか。

中村 座長

支援のあり方には情報提供や派遣などがある、

和田委員

調整などそういったことならいいが、市町村が困っているのは最終的にはお金の問題だと思う。それを県が支援しましょうということが決まると、さてその財源はどういう形で調達するのかということになる。

児玉委員

県民税の超過課税といったことになるか。

中村 座長

確かに支援についてはお金の問題がある。

鈴木(光)委員

前にも県民税の何%かを充てるということがあったが、それと同じことになってしまう。

中村 座長

マニフェストそのものは非常に正確に書こうとすると難しい。逆にシンプルに書こうとすると実際にやるときに問題も生じる。

一木委員

他県では1/3条項をやっているか。

高橋 次長

それはないと思う。

鈴木(光)委員

神奈川県でもやっていない。

一木委員

もしこれが実現すれば、栃木県が最初になるか。

増 淵 委員

どこに基準を置いても、右へ倣えというのは現実には難しい。理想的には一番上の基準に右へ倣えということになるが、そうすると莫大な財政支出が伴ってくる。では中間ぐらいにするかという、それ以上やっているところは、そんなことは聞けないという話になる。

一 木 委員

例えば1/3条項では、1/3の市町村でこの年に行ったとなると、次年度にすべての市町がやるだけの予算を盛り込んでいかなければ実施できない。何年間やるかということも考えると、本当に大変な作業になると思う。

増 淵 委員

以前、老人福祉計画を一律で県がやることになり、県の職員が各市町村に全部行って市町村職員を指導したが、大変だった。やるということになると、財政だけではなくて行政指導もしなければならない。1/3条項は一つの施策だけではなくて、すべての施策で適用される。それを自動的にやるとなると、お金の面だけではなくて職員の労力も大変なものになる。

中 村 座長

皆さんの受けとめ方は、自動的というのを単に外せば済むという問題ではなくて、非常に重く受けとめるということか。自動的ということだけではなくて。

児 玉 委員

1/3ということも含めて、私はあまり賛成できない。

和 田 委員

一定の条件をつけたら共通の施策を必ず県が支援するというのは、ちょっと引かかる。

児 玉 委員

1/3条項については、議会では賛成とか反対とか会派ごとに意見をまとめているのか。

増 淵 委員

余り賛成の意見はない。実際にこういう議論はしたことはないが、足並みそろえるといっても無理だという機運はある。

鈴 木(俊)委員

議会の議決権に関係なしとも言えない。

増 淵 委員

県議会は諮問機関のようになっているところもあるが。

鈴木(光)委員

市町村を何とかしたいというベクトル、そのところは何とかしたいと思う。

増 淵 委員

気分はわかるが、現実に行うとなると、どこの基準にするのか、どういう方法でやるのか難しい。

和田 委員

恐らく市と県との協働のルールみたいなものをつくりたいということだと、勝手に解釈している。

児 玉 委員

逆提案しないとイケないと思う。せっかく有識者が集まって話し合うのだから、単に知事のアイデアを潰すだけでは意味がない。

鈴木(俊)委員

県の尊重規定で、政策立案に当たって県は尊重しなければならないというのではどうか。

増 淵 委員

そうは言っても、条文として出たとき、この議論をしている人が議会にいれば「趣旨はこうなんだ」と説明できるが、趣旨が説明できなくなったときに条文が一人歩きする危険性が非常にある。これは自治基本条例全体についても言えることだ。明治憲法がいい例だ。明治の元勳がいるときには明治憲法は何ら支障はなかったが、立法の趣旨がわかる者がいなくなったらおかしな方向に行ってしまう。常にそういう危険性を孕んでいると私は思う。

中 村 座長

1/3条項以外のことで市町村と県の関係全般について御意見があったらお願いします。特に権限移譲については、大変貴重な資料だと思う。県の権限移譲基本方針のスケジュールは、現実も概ねこのとおりに進んでいるということだが、本当に重要なところだ。官官分権という指摘もあった国と地方との引っ張り合いではなくて、丁寧に議論すべき県と市町村との間の権限移譲はやり切れなかったという批判があったが、遅ればせながら分権改革で現実のものになってスケジュールも出ている。当該の市町にとって非常に大きなことだと思う。県や市町のやるべきことは何なのか、仕事の量と質の問題は何なのか、まさに県と市との関係について考える非常に重要な素材だと思う。権限移譲では県と市町村の関係についてまさに今、問われていると思うが、いかがか。

鈴木(俊)委員

権限移譲に関しては、移譲を受ける側の立場なので少し申し上げる。このことに関する県の姿勢は、私は大変評価している。ただ、権限移譲を検討する際には、人員移譲とまでいかなくても、派遣・応援する職員をセットで検討してもらえると助かる。受けたくても受けられないことがある。ここまでの権限を単

独市町がやるのは難しいだろうということで人口規模等で分けるなど、配慮してもらったが、それでもこの権限を使っていくのは大変難しい。難しさの一番は、時間がないということもあるが、やったこともない未知のことをこれからさあやれと言われて、県も指導するとは言ってくれているものの現場とは離れている。だから人員も張り付けてもらえとなお一層進むのではないかと思う。

増 淵 委員

小山市の板橋県議が言っていた話だが、小山市が建築確認申請事務を権限移譲で受けた。それで一番困ったのが小山市民だそうだ。行政実例を持っていないから担当者がなかなか結論を出せず、許認可が停滞してしまう。一々県にお伺いを立ててこういうケースはどうなのだろうと言わなければならないので、非常に小山市民は迷惑したという話を聞いた。

和 田 委員

私の地元の自治体でも同じことがあった。建築審査会の委員がいない。女性を入れたいから出てこいという話があったが、審査会でそういう知識もない人間ばかりが審査しなければいけないことになった。それでもしおかしな結論を出したら大変なことになるので、皆さん悲鳴をあげていた。

鈴 木(俊)委員

もう一つあわせて言うと、県から市町への職員派遣のあり方は、最近では、交換留学生ではないが人・人交流のようなものが入ってきたりしているが、基本的には従来からの職員派遣でやっていると思う。私どもの町では、従来、町の職員を県に派遣していたことはあっても、県から職員に来てもらうことはほとんどなかった。例えば、農林部門が少し弱いということで今回、県から係長として1年間だけ来てもらっているが、人事交流はいわゆる特定の市町と県にルート化してしまって、そういうことに気がつかないところは今でも県の職員に来てもらうことはやっていないところが多いと思う。人事交流をもう少し制度化して市町にどんどん宣伝して、こういう形でいきますということをやってもらうと、人を含めた広い意味の権限移譲として使える。市町として有り難い。副町長のなり手が無いから県から誰か来てくれないかといったときだけ頼むのではなくて、むしろ、日々の仕事の中でも、県職員にもっと気楽に来てもらえるんだ、ということにしてほしい。

この前私が聞いてびっくりしたのは、栃木市の職員だったが、彼は3年間も県に行っていたということだ。そんなに行けるのかと思った。大体みんな1年で終わってしまうが、1年はあっという間だ。町に来てもらって、町の仕事や内容を一通りマスターするだけで半年かかるから、やっとなれたと思ったら終わりだ。その辺は、権限プラス人の移譲・派遣ももう少し制度化してもらえたらいいと非常に感じる。

一 木 委員

知事が提言している地方振興局という課題の文面を見ると、市町への権限移譲がある程度達成するまで地域振興局を置くとやっているが、重なる点があるのか。

高 橋 次長

地域振興局の話だけで申し上げれば、前回の議会の質問の中で出たと思うが、今、県の出先機関の配置状況は、市町村合併の結果として、一市町村一事務所という形が幾つか出てきている。まずはその分を今

後どうしていくかが優先的な課題であり、地域振興局の設置そのものも、少し時間をおいて考える状況にある。

一 木 委員

鈴木町長の話を知ると、その辺は先にやらなければならない問題ではないかと思う。

高 橋 次長

市町村への権限移譲の部分で補足的に説明すると、国の地方分権改革推進委員会の第一次勧告が早ければ今月末に出る。その中で委員会は、ベースとなる基礎的自治体を重要と考えている。この基礎的自治体への権限移譲と自由度の拡大が今、大きなテーマとなっている。現在、各県は、知事の権限に属する事務処理の特例条例で市町村に権限を移譲し、財源も手当している。委員会では、各県ともそういう形でやっているのだから、共通の部分でなく法で規定して各市町村に権限を移譲することが検討されているようだ。具体的にどのような形で勧告が出てくるかわからないが、今後の動きについては、各県が市町村への権限移譲に動いている中で、委員会の勧告がどうなるのか、そしてそれを受けて、政府の分権推進本部がどう対応していくかにかかっていると思う。権限移譲についてはかなり直近の中で大きな動きが出てくる状況になってくると予測している。

中 村 座長

方向としては、権限移譲の加速化のようなことか。

高 橋 次長

そう考えている。

増 淵 委員

市町村合併と表裏一体だろう。

高 橋 次長

そのところは、具体的に今例示的に挙がっている市町村への権限移譲項目はあるが、それは全市町村に共通するものでなく、ある程度大きな市のレベルに移譲するということだ。今の地方分権改革推進委員会の考えている案によると、市に移譲するものが大半だ。今すぐ町村に市と一緒に同じように移譲するという部分までには至っていない。将来はいずれにしても、考え方としては、耐え得る基礎自治体の大きさは考慮されていると思う。

増 淵 委員

それは当然の話だ。クリント・イーストウッドが市長になったようなところは、ほとんど自治会連合会みたいな権限しかなく、郡がほとんどをやっているわけだ。規模によって能力の差があるのは仕方ない。鈴木町長の言葉を100%受け入れて、大平町に権限をやるときに人間を全部付けてやるかということ、大平町の人口に不釣り合いな職員数を置かなければならないということになる。

鈴木(俊)委員

今、増淵委員が言われたように、基礎自治体の権限移譲の問題と、それに耐え得る市町村とは何かということがセットになっていて、耐えられないところには権限は行かないというのは、まさにそのとおりだ。これからは同じ市町村の中でも権限に違いがあるのはやむを得ない。だから、合併しなくてもいい、しないならしないで頑張りなさい、その代わりにこれだけの権限は使えないからこの権限はなしとすべき、というのが西尾試案の考え方だ。彼はそれをずっと強調している。今の合併特例法は、延長はあり得ない。合併は終わり。これからは、耐え得る自治体になったところに権限をどんどん移し、財源も移すべき。小さくてもいいから合併しないでやってほしいというところは、どうぞおやりなさい。その代わりに窓口業務だけにすべきだという流れも少しある。

増淵委員

先進国の中で全部公平にやっているのはフランスぐらいしかないのではないか。あれは機械的に自治体を区切っているから、自治体の成り立ちを尊重すると当然そうならざるを得ない。

児玉委員

今、県から市町村への権限移譲という話があったが、市町村から県への逆委託についても、併せて議論すべきではないか。

増淵委員

それは可能だ。

児玉委員

例えば、消防業務は市町村だが、東京消防庁は市町村から逆委託を受けている。大都市の場合は、市町村ごとに消防活動を行うよりは、市域を越えた防災活動が必要になることもある。県から市町村に権限を移譲すると言ったけれども、実際に手を挙げてきた市町村は少なかった。仕事が非常に多くて、やる意義はわかるけれどもそれだけのキャパシティがないから受けられない。そこで逆委任で、一応権限は受けるけれども、事務は改めて地域振興局に委託するとか、広域組合をつくるほどではないけれども県の出先機関にやってもらえるなら、権限移譲を受けてもいいということもあると思う。その意味では、単に一方的に権限移譲で事務量を増やすだけではなく、事務量を増やさずに市町村に権限を移譲できる仕掛けづくりも、併せて考えておく必要がある。もちろん職員を派遣してもらうことも一つの手だが、いくつか方法を考えなければいけない。

鈴木(光)委員

エンパワーメントという英語があるが、これが権限移譲だ。どちらが力をつけるかということで、地方にということであれば、県から市町にということなら、金と人をつけないとだめだと思う。また、町や市から県に、力がついたからこういう条件をよこせということであれば、それはまた違う話だろうと思う。一つ消防のようなことに関していえば、アメリカはNPO先進国だが、消防と警察はNPOが成り立たない分野だ。そういうところは今、児玉委員が言われたようなことが合うだろうと思う。

増 淵 委員

消防についていえば、自治体ごとに消防を持っているが、大規模災害が起きたときに隣町の消防とこっちの町の消防でパイプの太さが違うということが往々にしてあったそうだ。それを改善するために広域消防になり、さらに県に一本化することになり、現実的には市町村の権限を県に委託する形だ。

和 田 委員

ただそこで、もともと市町村の仕事だから、実際に火を消すということになると地元の消防が一番状況をよく知っている。その地域特性を生かしながら県としての広域行政をどうするかということが問題だ。先ほど児玉委員がおっしゃった市町村の仕事を県にもう一回戻すとなると、そのあたりは重要になると思う。

増 淵 委員

教育などの場合は、現実には権限を県に任せている感じだろう。

鈴 木(俊)委員

任せていない。本当は欲しい。

増 淵 委員

最近、世田谷を初めそういう自治体も出てきたけれども、今までの栃木県は、教育については自治体に権限があっても、教職員から何から全部県が一元管理になっている。市町村教育委員会が管理している形になっているけれども、現実には県一本だ。

鈴 木(俊)委員

話題からそれるが、そのことで少し頭にきたことがあった。今度、指導要領がまた変わる。その中で、今までは水泳は中学1年生だけが必修だったのだが、今回から2年生まで必修にするという。私どもの町には中学校が2つあるのだが、そのうちの1つは50mプールだ。大平町が不交付団体の頃につくった50mプールが今や重荷で、結局、このプールは使わなくなっている。どうしたかということ、1年生が夏の2週間ぐらいしか使わないわけだから、もう一つの中学校のプールが比較的新しいのでそちらに行くことにした。選択肢を2つ出して、一つはもう一つの中学校に行って使う、もう一つはすぐ隣の栃木市に民間温水プールがあるのでそちらに行っても結構ですと。その場合は輸送手段などは全部町が予算化する。それでも計算するとプールを持って管理するより安い。選んだのがもう一つの中学校のほうに行きますということで、始めて1年たった。そうしたら今度は2年生まで義務化だという。校長が、プールが足りないのですと言う。金を出す側からすると、ふざけるな、この場合は文部科学省だが、あなたたちはそういうことまで考えてやっているのかと言いたい。肝心なことになると国も、県も教員の権限は持っておられる。だけど施設をつくるのはこちらだ。とてもではないが維持できないからと廃止など工夫していると、これもやっとなる。そういうことでまた新たな悩みが出てきてしまった。脱線して申し訳ないが、たまたまそういうことがあったので、そういうことも運動しながら決めてもらいたいという思いはある。県と市町村の関係もそうだ。

まさにそういう観点から、市町村長会議や政策懇談会は、県と我々市町が恒常的に一つの制度として、いろいろなことを話し合える機関として、私は高く評価している。これは絶対に自治基本条例の中に制度

として入れてほしい。いつの時代になっても、市町との関係においてこういうものはぜひつくってほしいという思いがある。

増 淵 委員

地方議会は一院制だから、私は市町村長会議には上院的な性格を持たせてもいいぐらいの気持でいる。我々は住民代表という色合いが強いので、アメリカの上院のように、地域代表としてその地域に限定した議論をやってもらうことは非常に有意義だと思う。

鈴木(光)委員

条例の中に、「尊重する」といったことを書き込めばいいのではないか。何も書いていないわけだから。

増 淵 委員

市町村長会議は結論を出すところではないだろう。結論は出るはずがない。

鈴木(俊)委員

最近はこの課題については政策懇談会で継続的に市町からも代表を送り込んで研究しようということで、県と一緒に研究するようになってきている。このことは非常にうれしい。ただ課題があって、代表で市町から行った人たちが、そこでの検討結果を余り教えてくれないので、「行ってきたら、きちんと教えてほしい」と言ったことがあるが、政策懇談会は、県と市町とのいいつながりになっていると思う。

中 村 座長

今まで、県と市町村との関係について、1/3 条項から始めているいろいろな角度から幅広く話していただいた。次に、栃木県と他の都道府県との関係についても重要な項目として挙がっているが、いかがか。

児 玉 委員

市町村だと防災協定などがあるが、県は他県と協定を結ぶケースは実際にあるのか。

西 須 政策調整監

防災関係は、5 県協定がある。

児 玉 委員

栃木県には、首都圏に何かがあった場合に東京の補完機能が期待されているから、首都圏の中での連携も期待されている。それを位置づけていくか。

もう一つ、先ほどの政策懇談会とも関連するが、知事会や議長会など地方六団体というものがある。実際、栃木県知事が直接国と交渉するというより、地方六団体を介して国に要望を出し、意見を集約していくことがあり、そこを自治基本条例の中でどのように位置付けるか。私は準公式的な団体や協議の場は積極的に盛り込むようにしたほうがいいと思う。地方自治法にも、実質的に地方六団体を指すような規定がある。

中 村 座長

自治基本条例の中にそういうことを盛り込めればいい。また、今の発言は、特に首都圏のようなことも盛り込んで、ということが。

児 玉 委員

それは手続きというより、中身の問題になってくるので、何とも言えない。

鈴 木(俊)委員

何という言い方がわからないが、今、北関東3県ということでやっているのではないか。

高 橋 次長

今は、北関東ベースのつながりでいうと、5県知事会ということで、北関東と福島県と新潟県の5県で定期的に、いろいろな関係で知事同士の打ち合わせがある。地域活性化の意味では、F I Tとして福島・茨城・栃木の結びつきがある。先ほど政策調整監が言ったのは、災害関係で5県として相互扶助的な部分を含めて取り決めをしている形のものだ。

佐 藤 部長

5県での相互の職員派遣については、栃木県では新潟県の職員を受け入れて、企業誘致を2年間担当してもらっている。栃木県は福島県に行っている。同じ県で行ったり来たりではなくて別の県へ行く。原則2年間でそういった取組を始めている。

中 村 座長

いろいろな県が対応しなければいけない課題で、インフォーマルに他県に問い合わせ、どのように対応しているかということでの情報交換はあるのか。

高 橋 次長

施策レベルでの立案や検証に当たっては、インフォーマルにはあるが、お互いの情報確認等はどの課でもよくやっている。

和 田 委員

国民保護関係では、それぞれの県でこのように県民を保護しましょうということがあると思う。例えば、災害が起こって東京都の人間がこちらに来たときの対応について、県の間で考えるようなシミュレーションは栃木県にはあるのか。

高 橋 次長

東京に直下型地震が起きて、東京から外に逃げざるを得ない状況になったときに、受け入れ先としてどう対応が可能かということについては、政策懇談会で昨年、栃木市長からの提案で、どれだけ県内市町が対応できるのかということ議論している。

増 淵 委員

しかし、この間に中越地震のときに東京消防庁のハイパーレスキューが行ったのは、制度的ではなくて石原知事からの「行け」という命令で行ったということだ。現実には、ある程度各自治体の長の判断に委ねられているわけだろう。

西 須 政策調整監

とりわけハイクラスの特別なものについてそうやったということはあると思うが、基本的な応援の枠組みの部分では、新潟が被災したときにはまずはすぐ隣の群馬が行くというような協定の枠組みはできている。基本的には、新潟の応援要請があったら、第一次的には群馬からいきますというような関係性をつくっているはずである。

中 村 座長

都道府県との関係といった場合は、県内の市町の基礎自治との関係とはかなり違う。意識としては対等の関係でも、市町村の場合は人口規模等でかなり差がある場合がある。栃木県としてはそういう違いを踏まえて、人口規模等を基準として県同士のつきあいを判断する、ということもあるのか。

佐 藤 部長

道州制の区割り、東京と首都のあり方、国土形成計画のブロック割りといった動きがある。各県ともそういうものを念頭に置いた動きが出てきていることは否めないと思う。先ほど5県知事会という話があったが、最初は3県で始まり、福島県が加わり、新潟県がなぜ加わったかということ、関東とのつながりという点もあったのだと思う。そんな将来の新たなブロック化に向けた動きをにらみながら、各都道府県が動いている。

ただ、東京と栃木県では、行政力や財政力にかなりの格差があるので、なかなか一緒に行動するということにはなり得ていない感じがする。

児 玉 委員

他の都道府県との関係については、あまり重要な項目ではないが、気になるのは、県境の市町村では、県同士の意思疎通が不十分な結果、うまく行政サービスが提供されないケースがある。例えば、足利市で両毛地域での連携がうまく進まない。群馬県と栃木県で温度差があったりする。あるいは、小山市は結城市と生活圏が一致しているが、茨城県と栃木県をまたがったの合併はあまり現実的ではない。そういうことを考えると、隣接県で協力し合うことを自治基本条例の中に盛り込めないだろうか。

和 田 委員

もう一点、例えば栃木県の山とか川は、最終的には埼玉とか東京の水害を防いでいるなど便益を与えているが、そこをはっきりさせていないので、例えばダム建設の反対運動として東京などでは「そんなものは要らない」というけれども、河川政策を考えて栃木県あたりで洪水が起きるような国の政策になっていいのかどうかということもあると思う。県として主張すべきところはしっかりと主張して、連携・協力という横の並びだけではなくて、これだけの便益を栃木県では提供しているということがあっていいのではないかと思う。

中 村 座長

最後に国と県の関係について意見をいただきたいと思うが、いかがか。

増 淵 委員

国との関係とって議論をしても空しい気がする。補助金にしても、昔は70%の補助金だったが、今は50%だ。70%から50%になる過程で地方自治体が県債を発行することになるが、この県債の部分は本来、国の借金の肩代わりなのだ。そういう約束でありながら、後で面倒を見るからといっても今、全然見えてくれない状態だ。一木委員は50%の補助金は当たり前だと思っているかもしれないが、昔は70%、80%だった。市町村が主体的にやる下水道事業は50%で、あとの道路などは全部70%だった。今、国が約束を率先して破るような状況なので、国との関係は何か空しい。

権限移譲も、県に対して鈴木町長が思っている以上のことを我々は国に対して思っている。特に三位一体の改革で、栃木県では昨年、税収は増えて総収入は減っているわけだ。約束を守れといっても守らない。

鈴 木(光)委員

ブランドについても、栃木を明確に示したいということがあるのではないか。戦略がなく、伝え方が下手なのか。

増 淵 委員

県民の意識もあるのではないか。群馬県と栃木県は面積が同じだから人口も同じ200万人でいいと思っていたら大きな間違いだ、可住面積は群馬県の倍あるのだと、よく県庁職員に言う。群馬県は2/3が山、栃木県は1/3が山で可住面積が倍なのだから、人口が倍になっても不思議はないというのだけれども、みんなもうひとつぴんときていない。

児 玉 委員

国との関係を考える場合、国の意向を踏まえるだけではなく、国に対してきちんと物を申せるとするのは、これからの都道府県のあり方だ。市町村重視を謳ったからには、市町村の立場を踏まえて県政を運営してほしい。言うべきところはきちんと言うことが必要だ。

実際、昔は国の示した方針は完成度が高かったが、今は矢継ぎ早にいろいろな方針が出ていて詰めが甘く、現場の運用レベルで混乱が生じている。そういう市町村の混乱を都道府県で意見集約して国にきちんと伝えていかないとだめだと思う。

増 淵 委員

全てがそうだ。国に意見を言うのはいいが、例えば今度のガソリン税の問題にしても、一般財源化するという。一般財源化することにはみんな大賛成だ。県議会も表立って一般財源化に反対というのは私ぐらいいしかいない。一般財源化したらどうなるか。道路は今までどおりつくる。削った分で何をするかという、国の借金を返すことしか考えていない。そういう国に対して何を言っても意味がない。恐らく福田総理の一般財源化で一番喜んでいるのは財務省ではないか。そういう実態がわかると本当に空しい。目的税というのは特定の財源なのだから、なぜ目的税のまま置いておかないのか。本当に道路をつくる必要がな

いなら、目的を変更して環境税にでもすればいい。目的税を外すという議論がまかり通ってそれに対して反対意見が出ないというのは、正直言って空しい。国の指導で国がそう仕組んでいるから、そういう空気になってしまうのかもしれないが。余り国のことは考えなくていいのではないか。

和 田 委 員

主張はすべき。物を言っていくべき。

鈴 木 (光) 委 員

私は今、札幌市の自治基本条例に関係しているが、人口 200 万人の問題では札幌市が栃木県を抜く。県としてアピールをする必要はやはりあると思う。

中 村 座 長

民間から見ると、その辺のPRは必要ということか。

亀 田 委 員

空しいけれど言い続けなければならない。経済団体の立場から見れば、都道府県の単位では、特に、東京中心に非常に競争状態だ。東京対栃木、東京対群馬と。首都機能を持ってこいといったことで石原知事は大分怒っていたようだ。いずれにしても、そのように競合状態にある。県で規制緩和をしようとしてもすぐに国の規制が際立ってしまうから、やはり規制緩和してください、市場開放してくださいと言いつけるしかない。規制などは市場に反するような慣行だと外国人から言われている。外国人が日本の株や土地を買っても仕方がない、どうせ人口も減ると。業績はいいがひとつも株価も上がってこない、そういうことの繰り返しで、結局、国民の富である財産が流出しているのと同じ形になっているわけだ。都市と地方の均衡ある発展ではなく、前に行けるところはどんどん前に行って経済発展できるような形にしてみたい。地方分権を推進してどんどん人口が集まるようにすれば、役所の効率もよくなる。経済発展のモデルとして、栃木県は場所もいいしこれだけ企業が集まるのだから法人税を特別に半分にするがどうですかといった栃木県特有のモデルを示して、突破口を見つけていく。何を言ってもだめならば、大胆なことを言ってもいいのではないかと思う。

増 淵 委 員

国に物を申すというより自分で考えて自分で行動しなければだめだ。矢板市に行ったときに、市がつくったパンフレットがあった。見ると、矢板南工業団地に進出する企業には最大 50 億円補助しますと書いてあった。50 億円補助するというのは計算上の話で、清原工業団地分ぐらい一括で購入して進出すると 50 億円という話だった。計算上そういった金を出してもいいというようなことでもやっていかないと、工場などはなかなか進出してくれない。

亀 田 委 員

一番影の薄い県ということでキャッチフレーズを募集したが、あれはすごく反響があった。

増 淵 委 員

どんなキャッチフレーズになったのか。

亀田委員

「来てみたら住みたくなった栃木県」だ。それは栃木県の県民人口を増やして、しかも効率アップにつながるということで、我々としては非常に歓迎している。1回来て帰るのではなくて、来たらずっと住んで県民税を払っていただく。そういう人たちがどんどん増えてほしい。空しいと思われるようなことでもやるのではないかということだ。意外と反響があったので気をよくしている。経済団体もそういうことで声を上げていくので、よろしくお願いします。

鈴木(光)委員

1回来てもらおうということでは、仙台市のように、官民を挙げて、一回とにかく仙台市に来てくださいといったようなインセンティブを考えてやることは必要だ。

鈴木(俊)委員

意識という点からすると、栃木県民は本当に素直で、言うことをよく聞いて、余り自己主張はしない県民だ。他方では、いろいろな問題が出てきているとはいえ、国・県・市町村という縦の関係はまだしばらく続くことは間違いないわけだ。そういう中であっては、空しさは確かによくわかるが、でもやはり県は国に言い続けてもらいたい。

具体的なことでは、先ほど話題に出ていた乳幼児医療費、今の「こども医療費」のことに言わせてもらおうと、現物給付化を余り図りすぎると、それが一定の比率を超えると、今は国保で国から来るお金がペナルティで減らされてしまう。現物給付できるのはお金があるということだからいいでしょうということだ。それは、他方では国を挙げて取り組まなければいけない少子化対策に、明らかに逆行している。それを厚生労働省に幾ら言い続けてもいまだに直そうとはしない。そういう論理の不貫性があることに對して、現場からこんなおかしいことはあり得ないだろうとどんどん言う必要がある。

それから産廃問題にしても環境行政にしても、県に許可権を与えているといっても、今のこれだけ逼迫した処分場の問題など、国レベルで考えなければどうにもならないことについても知らんぷりしている。

これは逆に県への苦言になってしまうが、教育制度改革の問題に関して、私が個人的に参加しているグループの人たちと東京などで話したときに出てくるのは、教員の人事権を市町村や指定都市、一定規模以上の市に移譲していいのではないかということ。これを文部科学省は思っているが、それに一番反対しているのが県の教育委員会なのだという話だ。そういう議論も一方ではある。私ははっきり言って当たらずとも遠からずだという気がしている。国と県の関係は、お互いに言い合ったりする関係もさることながら、我々市町村からすると、県は、市町村が国に思っていることを代弁してくれる存在であると同時に、邪魔する存在になることもあることを考えてもらえればと思う。いずれにしても、国と県の関係は絶対に触れるべきだ。

中村座長

様々な議論をいただいた。次回は「議会」と「最高法規性」について議論を深め、当初予定した検討項目を終了させたいと考えている。その後、懇談会としての報告内容を検討していきたいと考えている。

予定の時間がきたので、本日の懇談会を終了したいと考えている。次回の開催については6月24日(火)午後1時30分から開催したいと思うが、よろしいか。

異議なしとの声あり

中 村 座長

それではお願いします。重要な問題について、率直で、複線的な角度からの意見をいただき感謝したい。